

○医薬品再評価に関し、資料提出を
必要とする有効成分等の範囲につ
いて一その 18

(昭和51年1月22日)
(薬発第74号)

厚生省薬務局長から各都道府県知事宛

医薬品再評価の実施については昭和46年12月16
日付薬発第1179号をもつて通知したところであるが、
同通知に基づき下記に該当する品目についてその資料を
昭和51年4月22日までに提出するよう貴管下関係業
者に周知徹底方よろしく願います。

記

単味剤である医療用医薬品であつて別記の有効成分を
含有するもの。

別記

歯科口腔用剤

次に掲げるもの又はその塩類

テトラカイン
クロラムフェニコール
テトラサイクリン
オキシテトラサイクリン
フラジオマイシン
アミノメチルベンゾールスルホンアミド
トリアムシノロンアセトニド
デキサメタゾン
フェノール
チモール
グアヤコール
クロラミン
塩酸エピネフリン
トリクロル酢酸
弗化ナトリウム
次亜塩素酸ナトリウム
三酸化クロム

水酸化カルシウム

アンモニア銀

塩化亜鉛

ヨウ素

過硼酸ナトリウム

エビジヒドロコレステリン

ジヨードヒドロキシプロパン

アンバゾン

塩化デカリニウム

臭化ドミフェン

塩化セチルピリジウム

ポビドンヨード

アズレンスルホン酸

塩酸クロルヘキシジン

その他

歯科口腔用剤の有効成分として用いられている
成分であつて、これまで明示されたもの以外のもの

上記有効成分を含有する医薬品であつて他の薬効を標
榜するものを含む。

抗腫瘍剤

次に掲げるもの又はその塩類

ナイトロジェンマスタード-N-オキシド
ナイトロジェンマスタード
チオテパ
ブズルフアン
6-メルカプトプリン
コバルトプロトボルファイリン
水銀ヘマトボルファイリンナトリウム
5-フルオロウラシル
硫酸ビンブラスチン
8-アザグアニン
ザルコマイシンナトリウム
デメコルシン
アクチノマイシン
マイトマイシンC
クロモマイシン
カルチノファイリン
メトトレキセート
その他

抗腫瘍剤の有効成分として用いられている成分
であつてこれまで明示されたもの以外のもの

上記有効成分を含有する医薬品であつて他の薬効を標
榜するものを含む。

駆梅剤

次に掲げるもの又はその塩類

アセタルゾール

オキシフエナルシン

ジクロルフエナルシン

アルスフエナミンナトリウム

ネオアルスフエナミンナトリウム

酒石酸ビスマス

その他

駆梅剤の有効成分として用いられている成分で
あつてこれまで明示されたもの以外のもの

上記有効成分を含有する医薬品であつて他の薬効を標
榜するものを含む。

駆虫剤

次に掲げるもの又はその塩類

サントニン

カイニン酸

チモール

ヨードチモール

ブロムナフトール

ヘキニルレゾルシン

ピチオノール

四塩化エチレン

その他

駆虫剤の有効成分として用いられている成分で
あつてこれまで明示されたもの以外のもの

上記有効成分を含有する医薬品であつて他の薬効を標
榜するものを含む。

細胞賦活剤

次に掲げるもの又はその塩類

鉄クロロフィル

コバルトクロロフィル

クロロフィル

感光色素製剤

テトロキノン

その他

細胞賦活剤の有効成分として用いられている成
分であつてこれまで明示されたもの以外のもの

上記有効成分を含有する医薬品であつて他の薬効を標
榜するものを含む。

その他

次に掲げるもの又はその塩類

ガンマ・オリザノール

臭化水素酸スコボラミン

臭化ジスチグミン

硝酸ストリキニーネ

ヒアルロニダーゼ

エチル炭酸キニーネ

ジアフェニールスルホン（ダブソン）

グルコシルホンナトリウム

チアゾールスルホン

セファランチン

ロートエキス

ヨクイニンエキス

桜樹皮エキス

桜の非サポニンエキス

車前草エキス

コンズランゴ流エキス

ホミカエキス

カスカラサクラダ流エキス

センナエキス

ウワウルシ流エキス

バツカク流エキス

カンゾウエキス

キョウニン水

バクチ水

ケイヒ油

イターマン[®]

スウエルチノーゲン[®]

ホミカチンキ

カノコソウチンキ

オンジシロツブ

セネガシロツブ